第二十一条第二項各号列記以外の部分	次の各号
第二十一条第二項第二号	（略）
	区長
	抄本
第二十一条第二項第三号	抄本。
第二十一条第二項第四号	（略）
第二十三条第二項第一号	抄本。
第二十四条	（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項
	本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）
（略）	（削る）
（略）	（略）

第二十一条第二項各号列記以外の部分	次の各号（生年月日について、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）
第二十一条第二項第二号	（略）
	区長又は総合区長
	抄本その他の生年月日を証する書類
第二十一条第二項第三号	抄本その他の書類。
第二十一条第二項第四号	（略）
第二十三条第二項第一号	抄本その他の書類。
第二十四条	第三十条の九
	機構保存本人確認情報
（略）	（略）

2・3　（略）

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）

第四十八条　存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条（第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。）、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条（第二項第一号及び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第五十六条まで、

（新設）	（新設）
第二十一条第二項第二号	（略）
	区長又は総合区長
	（新設）
（新設）	（新設）
第二十一条第二項第四号	（略）
（新設）	（新設）
第二十四条	第三十条の七第三項
	本人確認情報
（略）	（略）

（新設）	（新設）
（略）	（略）
区長又は総合区長	
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
（新設）	（新設）
第三十条の九	
機構保存本人確認情報	
同条	同法第三十条の五第一項
（略）	（略）

2・3　（略）

（存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等）

第四十八条　存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条（第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。）、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条（第二項第一号及び第四号を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節（第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。）、第一章第七節（第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。）、第五十三条から第五十六条まで、